

国民年金保険料を

免除する制度が

あります

照会先

美濃加茂社会保険事務所
☎0574-258181
国保年金課 年金係
☎236724・236725

国民年金は、日本国内にお住まいの、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。

保険料の納付を続けることで、後の生活保障である老齢基礎年金だけでなく、万が一のときに障害基礎年金や、遺族基礎年金が受け取れる制度です。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」をご利用ください。

免除制度の種類

国民年金の保険料免除制度には、「法定免除」と「申請免除」の2つの種類があります。

法定免除は、障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している方などが届出を行うと保険料の納付が免除されるものです。

また、申請免除には、本人・配偶者世帯主のそれぞれの前年の所得に応じて4段階の基準額があり、基準額以下であれば、全額免除のほか、保険料の4分の1・半額・4分の3を納付すると残りの保険料の納付が免除となる一部納付（一部免除）があります。

保険料免除期間の扱い

保険料免除が承認された期間は、将来の老齢基礎年金の年金額の計算のときに国庫負担に相当する額（年金額の3分の1で、将来は2分の1。一部納付した期間は、国庫負担分はその保険料分も加算）が算入されます。

また、万が一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるために必要な受給資格要件にも算入されます。

このほか、30歳未満の方には、世帯主の所得の多寡にかかわらず本人と配偶者の所得審査で保険料納付が猶予される「若年者納付猶予制度」、学生の方には、本人の所得審査で保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

この猶予制度の承認を受けた期間は、老齢基礎年金の年金額には算入されませんが、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金を受給するための資格要件には算入されます。

保険料の追納

また、将来受け取る年金額が少なくならないように、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納付することができます。「追納制度」があります。

免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過した期間に応じて加算額が上乘せされますので、早めの追納をお勧めします。

退職（失業）の特例

なお、免除などには、退職（失業）の特例があります。免除などは、原則としてご本人・配偶者・世帯主の方の前年の所得で審査されますが、これらの方の中で申請する年度または前年度に退職された方は、雇用保険の受給資格者証や離職票などの公的機関の証明を添付していただくことで、その方の所得審査が不要となります。

免除などの申請は、国保年金課年金係です。（原則として、毎年度手続きが必要です。）